事業所等の避難マニュアル作成の手引き

平成28年12月

島　　原　　市

目　　　次

　◎　作成に当たり　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　◎　作成に当たっての留意点　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　避難計画(案)

１　目　的　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　計画の適用範囲　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　対処とする災害　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　災害対処体制　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　避難行動　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

６　防災訓練・防災教育　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別紙第１　「災害警戒本部体制の組織図及び任務」　・・・・・・・・・９

別紙第２　「災害対策本部体制の組織図及び任務」　・・・・・・・・１０

別紙第３　「職員の参集要領」　　　　　　　　　　・・・・・・・・１１

　　　別紙第４　「緊急連絡網（電話呼集表」　　　　　　・・・・・・・・１２

　　　別紙第５　「避難経路図」　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・１３

　　　別紙第６　「避難ｸﾞﾙｰﾌﾟ」　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・１４

　　　別紙第７　「防災訓練等」　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・１５

資料関係

　　１　防災関係機関係一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

　　２　非常用携行品（一例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

　　３　非常用備品の保管整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

　　４　気象情報　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

　　５　避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動　・・・・・２１

　　６　別添「平成２９年度　〇〇事業所　防災教育・防災訓練実施計画」

**◎　作成に当たり**

このマニュアルは、明日に起こるかもしれない地震等の各種災害の発生及び発生の恐れのある場合において、施設利用者及びその他の者の生命及び身体の安全を確保するため迅速かつ円滑な避難を図るために避難マニュアルの記載例と留意事項等を示したものである。

学校、幼稚園・保育園、看護施設、福祉施設及び医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）はこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましいと思われる。

また、本マニュアルは、新たに作成する避難マニュアルを念頭に記載例等を示したものであり、消防計画や既存の事業継続計画等により避難計画を定めている場合には新たに策定する必要はありません。

なお、避難マニュアルの作成にあたっては、市が作成する防災避難マップ等施設近傍の災害リスクや避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については島原市に確認されたい。

**◎　作成に当たっての留意点**

１　避難マニュアルとは非常時における行動方針

　　避難マニュアルとは、非常時における従業員の行動指針や役割分担を予め決めておくものです。従業員全員が常日頃からその内容を十分に理解し、いざという時に役立つものでなければなりません。

　　なお、既に消防法による「消防計画」が作成されている場合には、既存の消防計画の中で当マニュアルを別に定めることを明確にしておくなど両者の整合性を図ることが必要です。

２　いろいろな災害を想定

　　災害には地震・津波、土砂災害、洪水、高潮、火山噴火災害や雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊災害などの自然災害の他に、火災、ガス爆発等様々な種類が想定されます。

各種事業所は、地域の災害リスクや立地条件を考慮して、予想される全ての災害に対して、対策を立てておく必要があります。

３　人命の安全確保を最優先

　　避難マニュアルの目的は、「人命を保護」することが最優先されます。

４　マニュアルは簡潔・明瞭に

　　マニュルは、いざという時に役立つものでなければなりません。全職員が日頃から内容を把握し、非常時に協力し合えるものにするためには、各事業所等の策定するマニュアルの目的と方針を明確にするとともに、要点が簡潔・明瞭に整理されていることが必要です。

《記載例》

**避　難　計　画　(案)**

**１　マニュアルの目的**

　災害対策基本法及び島原市地域防災計画に基づき、「〇〇〇(事業所等名)」の利用者

の生命・身体を各種災害から保護するために円滑かつ迅速な避難を確保することを目的とする。

【解説及び留意事項】

　災害対策基本法第４６条(抜粋)

　指定公共機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の規定により災害予防の実施について責任を有するものは、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

　＊　災害予防の実施について責任を有する者（災害予防責任者）

　　　消防法、危険物製造所・取扱所の所有者、防火管理者、防災責任者(第8条、第36

条等)

　＊　災害予防

　　　次に揚げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

　　◇　防災に関する組織の整備に関する事項

　　◇　防災に関する教育及び訓練に関する事項

　　　(抜粋)

　　　〇　防災教育

　　　　　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれまた

は、他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教

育の実施に努めなければならない。

　　　〇　防災訓練

　　　　・　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又はほかの災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

　　　　・　災害予防責任者の属する機関の従業員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び防災予防責任者の定めるところにより、防災訓練に参加しなければならない。

　　　〇　防災訓練は、

　　　　　ア　水防訓練　イ　通信訓練　ウ　学校等の防災訓練

エ　医療施設、社会福祉施設等における避難訓練等　(抜粋)

「（施設名）」における避難マニュアル」

２　計画の適用範囲

 この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【解説及び留意事項】

　〇　施設の利用者(入院（所）者、通院（所）者その他来院（所）者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要がある。

　〇　夜間や休日の対応についても検討を要する。

３　対象とする災害

(1)　地震・津波災害

(2)　水害（河川の氾濫）

(3)　高潮災害

(4)　土砂災害

(5)　普賢岳溶岩ドーム崩壊災害

【解説及び留意事項】

　〇　施設近傍の地理的特性や災害リスクを把握して、対処する災害を明らかにする。

　〇　対象災害を列挙する際は、島原市の防災避難マップや長崎県の津波浸水予想図等を参照されたい。

４ 災害対処体制

(1) 　災害警戒本部体制

ア 副所長は、次の基準に基づき、必要があると認めるときは災害警戒本部体制

を設置し、これを指揮する。

　イ　 設置基準

 (ｱ) 　風水害

　　　 ａ　島原市に大雨、暴風の特別警報が発令された場合

　　　 ｂ　台風の進路のあたり、暴風圏内の入ることが確実と判断した場合

　　(ｲ)　 土砂災害

　　　　 島原市に土砂災害警戒情報が発表された場合

　　(ｳ) 　地震・津波災害

　　　 ａ　島原市において震度5弱を観測した場合

　　　 ｂ　有明海において津波注意報が発令された場合

　 (ｴ) 　高潮災害

　　　 島原市において高潮警報が発表された場合

　(ｵ)　 溶岩ドーム崩壊災害

市内で相当の被害の発生、又はその恐れがある場合

ウ　組織及び任務

　　　別紙第1「災害警戒本部体制の組織図及び任務」

　エ　活動内容

　 (ｱ)　情報の収集、警戒

　 (ｲ)　関係機関との調整

　 (ｳ)　避難準備

　　オ　災害警戒本部の設置場所

　　　３階会議室（予備：２階小会議室）

カ　災害警戒本部の解散等

　　　災害警戒本部長は、当初の予想より大規模な被害が発生した場合又は、発生

　　すると予想される場合は所長の判断により災害対策本部体制に移行する。

　　　また、予想された災害の危険が解消としたと認められたときは、災害警戒本　部体制を解散する。

(2)　災害対策本部体制

ア　所長は、次の基準の基づき、必要があると認めるときは災害対策本部体制を　　設置し、これを指揮する。

　イ　設置基準

 (ｱ) 風水害、土砂災害、高潮災害

　　　　島原市において大規模災害が発生し、また予想される場合

　 (ｲ)　地震・津波災害

　 ａ　島原市において震度5強を観測した場合

　　 ｂ　有明海に津波警報が発令された場合

　 (ｳ)　高潮災害

　　　　 島原市において多数の被害者が発生し、又は予想される場合

　 (ｴ)　溶岩ドーム崩壊災害

市内で相当の被害の発生、又はその恐れがある場合において所長が必要と

　　　認めた場合

ウ　組織及び任務

　　　別紙第1「災害対策本部体制の組織図及び任務」

　エ　活動内容

　 (ｱ)　情報の収集、警戒

　　(ｲ)　関係機関との調整

　　(ｳ)　避難準備及び避難・誘導

　オ　災害対策本部の設置場所

　　　３階会議室（予備：２階小会議室）

カ　災害対策本部の解散

　　　予想された災害の危険が解消としたと認められたときは、災害対策本部体制

　　を解散する。

(3)　代行順位

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順位 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
| 職務 | 所長 | 副所長 | 総務部長 |

【解説及び留意事項】

　〇　災害対処のための組織体制を明らかにする。

　〇　緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないために、長の不在の場合の代行順位を定める。

 　(4)　従業員の参集

　 ア 参集指示

　 (ｱ)　災害対策本部長又は災害警戒本部長は、総務部長に対して、従業員の参集

を指示する。

　 (ｲ)　参集指示を受けた総務部長は、所要の要員をもって、直ちに従業員に対す

　　　る参集をメール、電話呼集等の複数の手段により呼集を実施する。

　　　　この際、電話呼集表は常に最新の状態に維持し、整備しておくものとする。

　 (ｳ)　参集要領

　　　　別紙第３　「職員の参集要領」

　 (ｴ)　緊急連絡要領

　　　　別紙第４　「緊急連絡網(課内の電話呼集表)」

イ　従業員の参集行動

(ｱ)　参集の連絡を受けた従業員

直ちに出勤の準備を整えて出勤するものとする。

　 この際、地震災害等により、本人又は家族の負傷あるいは、近所の被災者の救出及び通勤経路の途絶等により参集できない場合又は遅れる場合は、直ちに直属上司に報告し、次の指示を受けるものとする。

報告できない場合は適宜に報告を試みる。

　　　 (ｲ)　参集に関係のない従業員

今後の災害情報の収集に努め、いつでも参集できる体制を保持する。

　　 ウ　服装・携行品等

　　　 (ｱ)　作業等に適する服装を着用するものとする。

　　　 (ｲ)　食料1食分、水筒、ラジオ、懐中電灯を携帯する。

　　　 (ｳ)　着替えは最低３日分を携行する。

　 　エ　参集報告

　　 　　参集した従業員は、直ちに直属上司に対し、家族を含めた身上報告を実施し

て、業務指示を受ける。

　　 オ　参集報告を受けた者

各部・課内の人員を把握して上司及び本部に報告する。

【解説及び留意事項】

　〇　電話呼集表を作成し、途中で途切れることなく連絡が取れるようにする。

　〇　従業員の行動について、理解容易な計画となるようにするとともに、勤務意欲を高揚させることが必要である。

５　避難行動

 (1)　災害種別ごとの行動方針

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 行　　動　　方　　針 |
| 風・水害 | 2階以上の屋内避難行動 |
| 土砂災害 | 立ち退き避難 |
| 地震災害 | 立ち退き避難 |
| 津波災害 | 立ち退き避難 |
| 高潮災害 | 2階以上の屋内避難行動 |
| 溶岩ドーム崩壊災害 | 立ち退き避難 |
| ＊　上記行動を基準とするが、最終判断は、災害対策本部長の指示とする。＊　立ち退き避難については、生命の安全確保を第一義とした避難とし、その後の避難所等については、関係機関との調整により決定する。 |

 (2)　立ち退き避難時の避難場所等及び避難経路

　 　ア　避難場所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 災害の種類 | 避難場所等 | 住 所 等 |
| 緊急一時避難場所 |
| 土砂災害 | 新湊町集合避難施設 | 新湊二丁目2573-2 |
| 〇〇公園 | △△町１２３－４５ |
| 地震災害 | 島原市総合運動公園 | 上の原三丁目 |
| 南側空き地 |  |
| 津波災害 | 島原中央高校 | 船泊町3415 |
| 〇〇公園 | △△町１２３－４５ |
| 溶岩ドーム崩壊災害 | 新湊町集合避難施設 | 新湊二丁目2573-2 |
| 北側高台 |  |
| ＊　緊急一時避難場所とは、災害から命及び身体を守るために緊急的に一時避難する時や、市が避難所を開設する以前に自主的な避難をするための避難場所であり、町内会・自治会公民館、公共の福祉施設、近傍の公園、空き地等を必要により事前に確保する。 |

　　 イ　避難経路

　　　 　施設から避難場所等への避難経路　　別紙第５　「避難経路図」

 (3)　避難に伴う着意事項

ア　屋内の安全確保措置

　　 (ｱ)　来客者、従業員の避難

　　　 ａ　館内の放送設備により、来客者への注意喚起を実施する。

　　　　 　 この際、入院患者のパニック防止に留意して、従業員による巡回を実施

する。

　　　 ｂ 避難場所(2階以上)への避難を呼びかけるとともに、従業員をもって誘導する。

　　 　 ｃ　要配慮者に対しては、職員をもって介助を実施する。

　　 　 ｄ　施設内の避難経路は非常階段とし、エレベーターは使用しないものとする。

イ　立ち退き避難

　　 (ｱ)　来客者の避難

　　　 　　館内の放送設備により、来客者への注意喚起を実施する。

　　　 この際、従業員(非常携行品を携行した)による避難場所までの誘導を実施する。

　　 (ｲ)　入院患者

　　 ａ　事前に徒歩で避難できるグループ、介助が必要なグループ及び車両を必要とするグループに区分し、名簿により確実に把握しておくものとする。

　　　 ｂ　各グループに対して避難誘導を担当する従業員を割り当てる。

人員が不足する場合は、他の班からの支援を実施する。

　　 　 ｃ　各グループごとに救護班を編成し、随行させる。

　　 　 ｄ　館内の放送設備により、来客者への注意喚起を実施する。

　　　　　 この際、入院患者のパニック防止に留意して、従業員による巡回及び避難準備を実施する。

ｅ　施設内の避難経路は非常階段とし、エレベーターは使用しないものとす

る。

　　　 ｆ　避難完了後、避難場所等において点呼を実施し、確実に把握する。

　　　 ｇ　避難場所からの避難所への移動については、災害対策本部長の指示に基づく。この際、関係機関に対し移動手段の要請を実施する。

【解説及び留意事項】

　○　災害種別ごとに避難行動としての行動方針を打ち出す。

○　立ち退き避難に伴う避難所及び避難経路を明らかにする。

○　屋内安全確保措置と立ち退き避難の着事項を理解させる必要がある。

　(4)　細部避難要領

　　　別紙第６　「避難ｸﾞﾙｰﾌﾟ」

**６　防災訓練・防災教育**

 (1)　防災訓練

　　 ア 当事業所は、各種災害の発生に備え、入院患者家族等、町内会・自治会及び防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、消火活動等実践的かつ総合的な訓練を実施する。

　　　　 この際、全従業員に対する訓練とする。

　　 イ　訓練の検証

　　　 　訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

(2)　防災教育

　　 ア　従業員に対して災害予防又は避難行動措置等の防災知識の普及徹底を図り、

より効果的な災害対策活動の実施に努める。

　　 イ　災害対策要員に対する教育

　　　 　法令に定める保安講習、立ち入り検査、地域における防災講習を通じ、防災

施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

 (3)　細部実施要領

　　 別紙第７　「防災訓練等」

別紙第１

**災害警戒本部体制の組織図及び任務**

１　組織図

警戒本部長（副所長）

社内統括部

　　避難・誘導部

誘　導　係

（○名）

避　難　係

（○名）

救　護　班（○名）

情　報　係

（○名）

総　務　班

（○名）

２　任 務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組織名 | 責任者 | 任　　　　　　　　務 | 備　　　考 |
| 災害警戒本部 | 警戒本部長 | 災害警戒本部の統括 | 代行者総務部長 |
| 社内統括部 |  | 総務部長 | 施設、情報及び救護の全般の統括 |  |
| 総務班 | 総務課長 | ・従業員の配置・各班の業務調整 |  |
| 情報班 | ・情報の収集、伝達・通信手段の確保 |  |
| 救護班 | ・負傷者の救護 |  |
| 避難・誘導部 |  | 管理部長 | 避難誘導の全般の統括 |  |
| 避難班 | 管理課長 | ・避難者の避難支援・避難の指示 |  |
| 誘導班 |  | ・避難場所の確保・来客の誘導 |  |

別紙第2

**災害対策本部体制の組織図及び任務**

１　組織図

対策本部長（所長）

対策副本部長（副所長）

誘　導　係

（△名）

社内統括部

　　避難・誘導部

避　難　係

（△名）

救　護　班（△名）

総　務　班

（△名）

情　報　係

（△名）

消　火　班

（△名）

施　設　班

（△名）

２　任 務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組織名 | 責任者 | 任　　　　　　　　務 | 備　考 |
| 災害対策本部長 | 所長 | 災害警戒本部の統括 |  |
| 災害対策副部長 | 副所長 | 本部長の補佐 |  |
| 社内統括部 |  | 総務部長 | 施設、情報及び救護の全般の統括 |  |
| 総務班 | 総務課長 | ・従業員の配置・各班の業務調整 |  |
| 情報班 | ・情報の収集、伝達・通信手段の確保 |  |
| 救護班 | ・負傷者の救護 |  |
| 施設班 | ・被害状況の把握・ライフラインの確保 |  |
| 避難・誘導部 |  | 管理部長 | 避難誘導の全般の統括 |  |
| 避難班 | 管理課長 | ・避難者の避難支援・避難の指示 |  |
| 誘導班 | ・避難場所の確保・来客の誘導 |  |
| 消火班 | ・初期消火の実施・2次災害の発生防止 |  |

別紙第３

**職　員　の　参　集　要　領**

**災害対策本部**

 **(総務部長)**

①

②

**所長又は副所長**

③

**各　対　策　部(代表者)**

④

**施設部内の呼集体制に基づく呼集**

**管理部内の呼集体制に基づく呼集**

**総務部内の呼集体制に基づく呼集**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 内　　　　　　　　　　　　　容 | 備　考 |
| １ | 災害対処体制の必要性について指導受け |  |
| ２ | ①への可否又は災害対処体制への移行指示 |  |
| ３ | 各部等代表者への呼集指示 |  |
| ４ | 各部代表者から各部内の呼集 |  |

別紙第４

**緊急連絡網(電話呼集表)**

総務課長　　○○　○○

TEL　△△△　-1234-5678

**災害警戒本部体制**

**災害対策本部体制**

＊　次の者へ連絡が取れない場合は、その次の者に連絡する。

＊　会話は、簡潔・明瞭に実施する。

＊　最後の者は、班長へ連絡を受けたことを報告する。

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

班員　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

情報班長　　○○　○○

TEL　◇△◇-1234-5678

総務班長　　○○　○○

TEL　▽▽▽-1234-5678

経理班長　　○○　○○

TEL　△◇△-1234-5678

別紙第５

**避　難　経　路　図**

****

広場

|  |
| --- |
| 凡　　　　例 |
| 　第1次避難場所（生命、身体の安全を守るための一時避難場所） |
| 市指定避難所 |
| 徒歩による避難経路 |
| 車両による避難経路 |

別紙第６

**避難グループ**

１　徒歩グループ

 (1)　当施設への来客者、通院・入院患者等で徒歩が可能な者とする。

 (2)　避難場所：　○○○○小学校

 (3)　避難経路：　当施設前広場～Ｒ２５１～○○小学校体育館

 (4)　避難責任者

　　ア　全般責任者　施設管理者　○○　○○

　　 (ｱ)　第1グループ（１０～３０名）

　　　　　グループ長：　○○　○○

　　　　　誘　導　員：　▽▽　▽▽

　　 (ｲ)　第２グループ（１０～３０名）

　　　　　グループ長：　○○　○○

　　　　　誘　導　員：　▽▽　▽▽

２　車両グループ

 (1)　入院患者で要配慮者とする。

 (2)　避難場所：　養護老人ホーム　○○○○

 (3)　避難経路：　当施設前広場～Ｒ２５１～市道　○○　～養護老人ホーム

 (4)　避難責任者

　　ア　全般責任者　事務局長　○○　○○

　　 (ｱ)　第1グループ（８名）

　　　　ａ　グループ長：　○○　○○　操縦手：▽▽　▽▽

　　　　ｂ　車　両

〇　車　種：　●●●●　△△△

〇　車　番：　長崎　５３０　あ　１２－３４

〇　乗車者：　患者６名

　　 (ｲ)　第２グループ（２０名）

　　　　　ａ　グループ長：　○○　○○　操縦手：▽▽　▽▽

　　　　　ｂ　車　両

〇　車　種：　△△△　●●●●

〇　車　番：　長崎　５００　あ　５６－７８

〇　乗車者：　患者１８名

　３　行政等の支援車両グループ

　 (1)　入院患者等で看護師等の付き添いが必要な者

　 (2)　屋内での安全確保措置を基準とする。

状況により、屋外への立ち退き避難措置を取る場合は、行政の支援を受けるものとする。

別紙第７

**防　災　訓　練　等**

１　防災訓練

 有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年１回以上実施する。

　（「防災の日」９月１日、「防災週間」８月３０日から９月５日にあわせて訓練を実施するとよい。）

　訓練には、次の事項を盛り込む

（１）地震発生時の初期対応に関すること

　　　地震に関連する情報の収集と伝達

（２）災害対策室の設置及び運用に関すること

（３）情報の収集、伝達に関すること

（４）火災発生時の対応に関すること

（５）救出救護に関すること

（６）通報・初期消火・避難に関すること

（７）水害等の災害に関すること

２　防災教育

 次の教育を毎年１回以上実施する。

（１）当社の防災マニュアルの概要について

（２）従業員の任務と行動基準について

（３）災害の一般知識について（地震、水害、火災等）

（４）応急処置について

３　その他

 消防機関などが行う講習会への参加や県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

**資　　料　　関　　係**

資料－１

**防災関係機関連絡一覧表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 機　　関 | 入手先名（機関名） | 電話番号 |
| 行政 |  消防 |  ○○消防署 ○○出張所 |  ０００－０００－００００ ０００－０００－００００ |
|  警察 |  ○○警察署 ○○派出所 |  ０００－０００－００００ ０００－０００－００００ |
| 市 (町村) |  ○○市役所 |  ０００－０００－００００ |
| 交通 |  道路 |   長崎県警察本部災害対策課 西日本高速道路株式会社長崎県道路公社 |  ０００－０００－０００００００－０００－００００ ０００－０００－０００００００－０００－００００  |
|  鉄道 |  ＪＲ九州○○駅島原鉄道 |  ０００－０００－０００００００－０００－００００  |
| ライフライン |  電気 |  電力○○営業所 |  ０００－０００－００００ |
|  ガス |  ガス○○営業所 |  ０００－０００－００００ |
|  水道 |  ○○市水道局 |  ０００－０００－００００ |
|  電話 |  ＮＴＴ西日本○○支店災害対策室 ＫＤＤＩ支社 ＮＴＴドコモ災害対策室 |  ０００－０００－０００００００－０００－０００００００－０００－００００ |
| 気象情報 |  気象 |  長崎地方気象台 |  ０００－０００－００００ |

資料―２

**非常用携行品（一例）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連番 | 品名 | 数量 | 連番 | 品名 | 数量 |
| １ | 救急医療セット | １ | １１ | 軍手 | １ |
| ２ | 携帯ラジオ | １ | １２ | ゴミ袋 | 所要 |
| ３ | 懐中電灯 | １ | １３ | ウォーターパック | 所要 |
| ４ | 予備電池 | 所要 | １４ | マスク | 所要 |
| ５ | 現金(小銭) | 所要 | １５ | 笛 | １ |
| ６ | テレホンカード | 所要 | １６ |  |  |
| ７ | ライター | １ | １７ |  |  |
| ８ | タオル | ２ | １８ |  |  |
| ９ | ポケットティシュ | ３ | １９ |  |  |
| １０ | コップ | ３ | ２０ |  |  |

資料－３

**非常用備品の保管整備**

　非常用備品は下記のとおりとする。

　備蓄管理責任者は、毎年○月○日（例「防災の日」：９月１日）現在の数量、内容物の保存状態を確認し、災害対策部長に報告する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  № |  　　　品　　　　　　名 |  　数　量 |  　保管場所 |  保管責任者 |  |
|  食 料 |  １ |  飲料水（数量例は、１０名分） （１人、１日３㍑目安３日程度） |  　９０㍑ |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  　９０㍑ |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  ２ |  食料品（カンパン、クラッカー、 ラーメン、缶詰等） |  一　式 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  一　式 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  生 活 用 品 |  ３ |  毛布・タオル |  １０枚 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  １０枚 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  ４ |  炊き出し道具 (ｶｾｯﾄｺﾝﾛ､ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ､鍋等) |  一　式 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  一　式 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  ５ |  食器セット （皿、紙コップ、箸等） |  一　式 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  一　式 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  ６ |  ポリタンク |  ２　個 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  ２　個 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  ７ |  ティッシュ・ウエットティッシ ュ |  ２ 個 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  ２ 個 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  ８ |  軍手 |  １０ |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  １０ |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  ９ |  防塵マスク |  １０個 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  １０個 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  各 種 機 材 |  10 |  防水シート |  ２　枚 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  11 |  土のう |  ２０個 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  12 |  ロープ |  ５０㍍ |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  13 |  救急箱 |  １ ｾｯﾄ |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  １ ｾｯﾄ |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  14 |  懐中電灯（予備の電池含む） |  ５ 個 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  ５ 個 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
|  15 |  ヘルメット |  １０個 |  ○○ビル |  ○○　○○ |
|  １０個 |  ○○駐車場（倉庫） |  ○○　○○ |
| その他 |  16 |  雨具 |  |  |  |
|  17 |  使い捨てカイロ |  |  |  |  |

※　非常用備品の数量は、従業員の人数、用途、目的等により判断し必要量を決め

る。

　　資料－４

**気　象　情　報**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　類 | 発表基準 | 概　　　　　　　　要 |
| 特別警報 | 大雨特別警報 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| 暴風特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| 高潮特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| 警報 | 大雨警報 | 雨量基準・平坦地：R1=50・平坦地以外：R3=150土壌雨量指数基準：172 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| 洪水警報 | 雨量基準・平坦地：R1=50・平坦地以外：R3=150 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。  |
| 暴風警報 | 陸上20m/s有明海20m/s | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
| 高潮警報 | 潮位：3.2ｍ | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
| 注意報 | 大雨注意報 | 雨量基準・平坦地：R1=30・平坦地以外：R3=100土壌雨量指数基準：111 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
| 洪水注意報 | 雨量基準・平坦地：R1=30・平坦地以外：R3=100 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
| 強風注意報 | 強風注意報（平均風速） | 陸上10m/s有明海10m/s |
| 高潮注意報 | 高潮注意報 | 潮位：2.7ｍ |

　資料－５

**避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 市民等に求める行動 |
| 避難準備情報 | ・　（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。・　立ち退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始まる）・　特にほかの水害と比較して、突発性が高く、予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 |
| 避難勧告 | ・　予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告対象の発令とした場合)による浸水については、突発性が高く、精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)・　小河川、下水道(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局地的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。・　指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「緊急的な待機場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内により安全な場所への移動）をとる。 |
| 避難指示 | ・　避難準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。・　指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内により安全な場所への移動）をとる。・　津波災害から立ち退き避難する。 |